

さつま町認知症ケアパス



平成30年6月 改訂版
さつま町・さつま町地域包括支援センター

目 次

1. 認知症を正しく理解しよう . . . P 2～4
 - ①認知症とは
 - ②認知症の具体的な症状
 - ③治療について
 - ④認知症早期発見のめやす
2. ケアパス一覧表の見方 . . . P 5～6
3. ケアパス一覧表 . . . P 7～10
4. ケアパス一覧表各種サービスの内容 . . . P 11～21

「認知症ケアパス」とは、自分やご家族、近所の方が認知症の疑いや認知症の診断を受けたあと、どこでどういったサービスを受けることができるのかの具体的なイメージを持つことができるように認知症の人の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を、あらかじめ、認知症の人とその家族に提示するためのものになります。

認知症の人やその家族が住み慣れた「さつま町」で安心してくらしていくために、この「認知症ケアパス」をご活用いただきたいと思います。

1. 認知症を正しく理解しよう

① 認知症とは

認知症とは脳が老化したり、脳の機能に異常が起きたりして、記憶力や判断力などに障害が生じ、生活する上で支障が出る状態を指します。

② 認知症の具体的な症状は？

認知症の症状には、脳の障害そのものである「**中核症状**」と、それに本人の資質や性格、身体の具合、介護者などのかかわり方や環境変化が関与して起こる「**行動・心理症状**」とがあります。「**行動・心理症状**」は、認知症の方の何らかの身体疾患、不適切な介護や環境、介護者の介護疲れなど多彩な原因が絡みあうことで、本人の不安や心身のストレスが蓄積して起こり、その原因が取り除かれなければ、症状は変化・増悪してしまいます。

「行動・心理症状」
環境や心理状態などの要因により現れ方はそれぞれ違う

興奮・暴力
不満や不快感をあらわすことが多い

意欲・気力の低下
周囲への関心が無くなる

妄想・幻覚
実際に無いものが見えたり「ある」と思い込む

「中核症状」
認知症には必ずみられる

記憶力の低下
・約束を忘れる、新しいことが覚えられない

見当識障害
・現在の日付、時間、場所、人物などがわからない

実行機能障害
・段取りや計画が立てられない

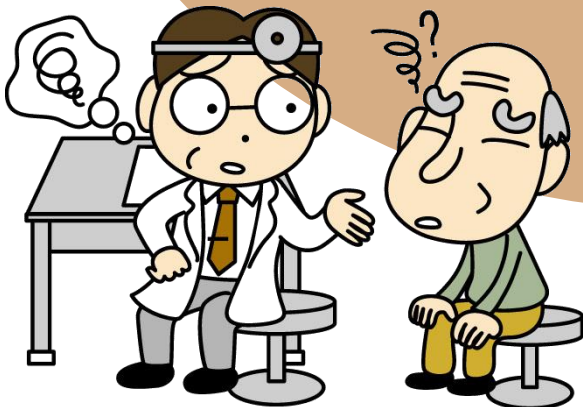
理解力判断力の障害
・2つ以上のことが重なるとうまく処理できない

不安・あせり
周囲の状況がつかめないため怒りやすい

うつ状態
何事に対しても無気力になる

徘徊
何か探したり、居心地が悪かったりなどの原因で歩き回る

介護拒否
入浴や着替えの介護を嫌がる



③ 治療について

認知症は治らない病気だから医療機関に行っても仕方ないと思わないでください。

早期発見、早期治療が重要です。

●早い時期に受診するメリット

- 治る病気を見逃さない。
- アルツハイマー型認知症の場合は、薬で進行を遅らせることができ、早く使い始めると健康でいられる時間を長く保つことができます。
- 脳血管性型認知症の場合は、高血圧のコントロールなど他の病気の治療を行うことによって進行を防ぐことができます。
- 病気が理解できる時点で受診し、少しずつ理解を深めていけば、生活上の障害を軽減する工夫を自分自身ですることができます。
 - * 出かける時に持っていく物は、いつも同じカバンに入れておく
 - * ガス器具ではなく電磁調理器や電気ポットの使用に慣れておく
 - * 家族で共有できるカレンダーなどに予定を書き込む習慣をつける
 - * 薬は医師と相談して一包化するなどで飲み忘れを防ぐ

※次ページの「認知症早期発見のめやす」で気になることがある方は、かかりつけ医や認知症疾患医療センターにご相談を！！

認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターとは、都道府県より認知症専門医療の提供と介護サービス事業者との連携を担う中核機関として指定を受けた医療機関です。認知症に関する専門的な診断、治療、相談等を実施しています。

認知症疾患医療センター 宮之城病院 相談室
(電話：0996-53-1005)

●成年後見制度によるサポートなど

- 症状の軽いうちに症状が重くなったときの後見人などを自分で決めておく（任意後見制度）等の準備や手配をしておけば、認知症であっても後見人等のサポートを受けながら自分らしい生活を送ることができます。

日常生活自立支援事業

認知症により判断力が不十分な方の権利擁護として、本人との契約に基づいて援助を行います。

- * 福祉サービスの利用援助
- * 通帳や証書等の預かり
- * 預貯金の引出し
- * 家賃、光熱費の支払い代行など

お問い合わせは さつま町社会福祉協議会
(電話：0996-52-1123)

成年後見制度

認知症などにより判断力が不十分なため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる成年後見人（保佐人、補助人）を選任し、本人を保護・支援する制度です。本人の判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3つに分けられます。

利用にあたっては、本人、配偶者、四親等以内の親族、市町村長等のいずれかの申立てが必要です。

お問い合わせは さつま町高齢者支援課 高齢者支援係
(電話：0996-53-1111内線：2171)

④ 認知症早期発見のめやす

- 今切ったばかりなのに、電話の相手のことを忘れる。
- 同じことを何度も「言う」・「問う」・「する」。
- しまい忘れ・置き忘れが増え、いつも探し物をしている。
- 財布・通帳・衣類などを「盗まれた」と人を疑う。
- 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった。
- 新しいことが覚えられない。
- 話しのつじつまが合わない。
- テレビ番組の内容が理解できなくなった。
- 約束の日時や場所を間違えるようになった。
- 慣れた道でも迷うことがある。
- ささいなことで怒りっぽくなった。
- 周りへの気づかいがなくなり頑固になった。
- 自分の失敗を人のせいにする。
- 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた。
- ひとりになると怖がったり寂しがったりする。
- 外出時、持ち物を何度も確かめる。
- 「頭が変になった」と本人が訴える。
- 下着を変えず、身だしなみを構わなくなった。
- 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった。
- ふさぎこんで何をするのもおっくうがり、いやがる。

※（社）認知症の人と家族の会作成「家族が作った認知症早期発見のめやす」より

物忘れと認知症の違い		
項目	物忘れ	認知症
原因	加齢によるもの	脳の病気
進行性	すぐには進行しない	進行する
物忘れの自覚	物忘れを自覚している	物忘れを自覚しない
記憶力	記憶力は低下	記憶力の低下とともに、時間間隔や判断能力も低下
体験したこと	体験したことの一部を忘れる	体験したこと自体を忘れる
日常生活への支障	とくに支障はない	支障が出る
他の精神症状	他の精神症状は伴わない	他の精神症状を伴うことが多い

認知症ではない普通の物忘れは、例えば「うっかり約束の時間を忘れてしまう。」「昼食を食べたことは覚えているが何を食べたか思い出せない、思い出すのに時間がかかる。」などです。

認知症の症状による物忘れは、約束した「そのこと自体」を忘れてたり、昼食を食べたこと「そのこと自体」を忘れてたりすることです。

軽度

⇒

認知症の生活機能障害 支援の内容	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立
介護予防・悪化予防	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している
他者とのつながり支援		
仕事・役割支援		
生活支援		
身体介護		
医療		
家族支援		
緊急時支援 （精神症状が見られる等）		
住まい サービス付高齢者住宅等		
グループホーム、介護老人福祉施設等居住系サービス		

認知症の生活機能障害の状態を確認し、状態に合った「支援やサービス」を検討する資料としてご活用ください。

一覧表として掲載されています。)

中度

⇒

重度

誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である
介護者の語らう会 ^⑳		

支援やサービス内容やお問合せ先は「ケアパス一覧表各種サービス内容」に掲載しています。例えば、「介護者の語らう会」のことであれば、番号^⑳にその説明がされています。

さつま町認知症ケアパス一覧表

認知症の 生活機能障害	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立
	支援の内容	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している
介護予防・悪化予防	高齢者ふれあい・いきいきサロン① ころばん体操② 訪問型サービスC事業③ 高齢者元気度アップ・ポイント事業④ 健診結果報告会⑤ 健康相談⑥	高齢者ふれあい・いきいきサロン① ころばん体操② 訪問型サービスC事業③ 高齢者元気度アップ・ポイント事業④ 健診結果報告会⑤ 健康相談⑥
他者とのつながり支援	高齢者ふれあい・いきいきサロン① 地域見守りネットワーク支援事業⑦ 民生委員・児童委員⑧ 健康づくり推進員⑨ 地域支え合い推進員(アドバイザー)⑩ 脳のすこやか塾② ころばん体操② オレンジカフェ⑪ 高齢者クラブ⑫ 健診結果報告会⑤ ミニデイサービス(通所型サービスB)⑬	高齢者ふれあい・いきいきサロン① 地域見守りネットワーク支援事業⑦ 民生委員・児童委員⑧ 健康づくり推進員⑨ 地域支え合い推進員(アドバイザー)⑩ 脳のすこやか塾② ころばん体操② オレンジカフェ⑪ 高齢者クラブ⑫ 健診結果報告会⑤ ミニデイサービス(通所型サービスB)⑬
仕事・役割支援	介護支援ボランティア⑭ オレンジカフェ⑪ オレンジリーダー⑮ 高齢者クラブ⑫ シルバー人材センター⑯	介護支援ボランティア⑭ オレンジカフェ⑪ オレンジリーダー⑮ 高齢者クラブ⑫ シルバー人材センター⑯
生活支援	支え合いネットワーク事業⑰ 心配ごと相談所⑱ 無料法律相談⑲ 日常生活自立支援事業⑳ 生活福祉資金貸付事業㉑ 法外援護資金貸付事業㉒ 介護支援ボランティア⑭ シルバー人材センター⑯ 食の自立支援事業㉓ 高齢者福祉電話貸与事業㉔ 緊急通報体制整備事業㉕	支え合いネットワーク事業⑰ 心配ごと相談所⑱ 無料法律相談⑲ 日常生活自立支援事業⑳ 生活福祉資金貸付事業㉑ 法外援護資金貸付事業㉒ 介護支援ボランティア⑭ シルバー人材センター⑯ 食の自立支援事業㉓ 高齢者福祉電話貸与事業㉔ 緊急通報体制整備事業㉕

黒：行政・地域包括支援センター 赤：医療サービス
 青：民間団体サービス 緑：介護保険サービス

誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である
通所介護 ^{③④} 訪問看護 ^{②⑦} 訪問介護 ^{③⑤} 小規模多機能型居宅介護 ^{③⑥} 通所リハビリテーション ^{③⑦} 健診結果報告会 ^⑤ 健康相談 ^⑥	通所介護 ^{③④} 訪問看護 ^{②⑦} 訪問介護 ^{③⑤} 小規模多機能型居宅介護 ^{③⑥} 通所リハビリテーション ^{③⑦} 健診結果報告会 ^⑤ 健康相談 ^⑥	通所介護 ^{③④} 訪問看護 ^{②⑦} 訪問介護 ^{③⑤} 小規模多機能型居宅介護 ^{③⑥} 通所リハビリテーション ^{③⑦} 健診結果報告会 ^⑤ 健康相談 ^⑥
地域見守りネットワーク支援事業 ^⑦ 民生委員・児童委員 ^⑧ 健康づくり推進員 ^⑨ 地域支え合い推進員（アドバイザー） ^⑩ オレンジカフェ ^⑪ 介護支援ボランティア ^⑬ 通所介護 ^{③④} 小規模多機能型居宅介護 ^{③⑥} 通所リハビリテーション ^{③⑦}	地域見守りネットワーク支援事業 ^⑦ 民生委員・児童委員 ^⑧ 健康づくり推進員 ^⑨ 地域支え合い推進員（アドバイザー） ^⑩ オレンジカフェ ^⑪ 介護支援ボランティア ^⑬ 通所介護 ^{③④} 小規模多機能型居宅介護 ^{③⑥} 通所リハビリテーション ^{③⑦}	地域見守りネットワーク支援事業 ^⑦ 民生委員・児童委員 ^⑧ 健康づくり推進員 ^⑨ 地域支え合い推進員（アドバイザー） ^⑩ オレンジカフェ ^⑪ 介護支援ボランティア ^⑬ 通所介護 ^{③④} 小規模多機能型居宅介護 ^{③⑥} 通所リハビリテーション ^{③⑦}
オレンジカフェ ^⑪ オレンジリーダー ^⑭ 通所介護 ^{③④} 小規模多機能型居宅介護 ^{③⑥}	オレンジカフェ ^⑪ オレンジリーダー ^⑭ 通所介護 ^{③④} 小規模多機能型居宅介護 ^{③⑥}	オレンジカフェ ^⑪ オレンジリーダー ^⑭ 通所介護 ^{③④} 小規模多機能型居宅介護 ^{③⑥}
支え合いネットワーク事業 ^⑯ 心配ごと相談所 ^⑰ 無料法律相談 ^⑱ 日常生活自立支援事業 ^⑲ 生活福祉資金貸付事業 ^⑳ 法外援護資金貸付事業 ^㉑ 成年後見制度 ^㉓ 短期入所生活介護 ^㉔ 食の自立支援事業 ^㉒ 高齢者福祉電話貸与事業 ^㉔ 緊急通報体制整備事業 ^㉕ 通所介護 ^{③④} 訪問介護 ^{③⑤} 小規模多機能型居宅介護 ^{③⑥}	支え合いネットワーク事業 ^⑯ 心配ごと相談所 ^⑰ 無料法律相談 ^⑱ 日常生活自立支援事業 ^⑲ 生活福祉資金貸付事業 ^⑳ 法外援護資金貸付事業 ^㉑ 成年後見制度 ^㉓ 短期入所生活介護 ^㉔ 食の自立支援事業 ^㉒ 高齢者福祉電話貸与事業 ^㉔ 緊急通報体制整備事業 ^㉕ 通所介護 ^{③④} 訪問介護 ^{③⑤} 小規模多機能型居宅介護 ^{③⑥}	支え合いネットワーク事業 ^⑯ 心配ごと相談所 ^⑰ 無料法律相談 ^⑱ 日常生活自立支援事業 ^⑲ 生活福祉資金貸付事業 ^⑳ 法外援護資金貸付事業 ^㉑ 成年後見制度 ^㉓ 短期入所生活介護 ^㉔ 食の自立支援事業 ^㉒ 高齢者福祉電話貸与事業 ^㉔ 緊急通報体制整備事業 ^㉕ 通所介護 ^{③④} 訪問介護 ^{③⑤} 小規模多機能型居宅介護 ^{③⑥}

さつま町認知症ケアパス一覧表

認知症の 生活機能障害 支援の内容	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立
	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している
身体介護		
医療	認知症サポート医 ²⁵ もの忘れの相談ができる医師 ²⁶ 訪問看護 ²⁷	認知症サポート医 ²⁵ もの忘れの相談ができる医師 ²⁶ 訪問看護 ²⁷
家族支援	心配ごと相談所 ¹⁷ 無料法律相談 ¹⁸ 介護者の語らう会 ²⁸ オレンジリーダー ¹⁴ キャラバン・メイト ²⁹ オレンジカフェ ¹¹ 地域包括支援センター ³⁰ 在宅介護支援センター ³⁰ さつまぐらし・しごとサポートセンター ⁴⁴	心配ごと相談所 ¹⁷ 無料法律相談 ¹⁸ 介護者の語らう会 ²⁸ オレンジリーダー ¹⁴ キャラバン・メイト ²⁹ オレンジカフェ ¹¹ 地域包括支援センター ³⁰ 在宅介護支援センター ³⁰ さつまぐらし・しごとサポートセンター ⁴⁴
緊急時支援 (精神症状が見られる等)	認知症サポート医 ²⁵	認知症サポート医 ²⁵
住まい サービス付高齢者住宅等	サービス付高齢者住宅 ³¹ 有料老人ホーム ³²	サービス付高齢者住宅 ³¹ 有料老人ホーム ³²
グループホーム、介護老人 福祉施設等居住系サービス	特定施設入居者生活介護 ³³	特定施設入居者生活介護 ³³ グループホーム ⁴⁰

黒：行政・地域包括支援センター 赤：医療サービス
 青：民間団体サービス 緑：介護保険サービス

誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である
通所介護③④ 訪問看護②⑦ 訪問介護③⑤ 小規模多機能型居宅介護③⑥ 通所リハビリテーション③⑦ 短期入所生活介護③⑨	通所介護③④ 訪問看護②⑦ 訪問介護③⑤ 小規模多機能型居宅介護③⑥ 通所リハビリテーション③⑦ 短期入所生活介護③⑨	通所介護③④ 訪問看護②⑦ 訪問介護③⑤ 小規模多機能型居宅介護③⑥ 通所リハビリテーション③⑦ 短期入所生活介護③⑨
認知症サポート医②⑤ もの忘れの相談ができる医師②⑥ 訪問看護②⑦	認知症サポート医②⑤ もの忘れの相談ができる医師②⑥ 訪問看護②⑦	認知症サポート医②⑤ もの忘れの相談ができる医師②⑥ 訪問看護②⑦
心配ごと相談所①⑦ 無料法律相談①⑧ 介護者の語らう会②⑧ オレンジリーダー①④ キャラバン・メイト②⑨ オレンジカフェ①⑪ 地域包括支援センター③⑩ 在宅介護支援センター③⑩ 通所介護③④ 訪問看護②⑦ 訪問介護③⑤ 小規模多機能型居宅介護③⑥ 短期入所生活介護③⑨	心配ごと相談所①⑦ 無料法律相談①⑧ 介護者の語らう会②⑧ 家族介護用品支給事業④① オレンジリーダー①④ キャラバン・メイト②⑨ オレンジカフェ①⑪ 地域包括支援センター③⑩ 在宅介護支援センター③⑩ 通所介護③④ 訪問看護②⑦ 訪問介護③⑤ 小規模多機能型居宅介護③⑥ 短期入所生活介護③⑨	心配ごと相談所①⑦ 無料法律相談①⑧ 介護者の語らう会②⑧ 家族介護用品支給事業④① オレンジリーダー①④ キャラバン・メイト②⑨ オレンジカフェ①⑪ 地域包括支援センター③⑩ 在宅介護支援センター③⑩ 通所介護③④ 訪問看護②⑦ 訪問介護③⑤ 小規模多機能型居宅介護③⑥ 短期入所生活介護③⑨
認知症サポート医②⑤	認知症サポート医②⑤	認知症サポート医②⑤
サービス付高齢者住宅③① 有料老人ホーム③②	サービス付高齢者住宅③① 有料老人ホーム③②	
特定施設入居者生活介護③③ グループホーム④④	グループホーム④④ 介護老人福祉施設④② 介護老人保健施設④③	グループホーム④④ 介護老人福祉施設④② 介護老人保健施設④③

4. ケアパス一覧表各種サービス

①高齢者ふれあい・いきいきサロン

各公民会（各地域）ごとに高齢者同士のふれあい・交流にてお互いの安否確認や閉じこもり防止などの介護予防・健康増進を推進します。

- 対象 さつま町内の高齢者（住民）
- 送迎 サロンごとに異なります。
- 参加料 サロンごとに異なります。
- 問い合わせ先

社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会 TEL：52-1123

②ころばん体操

各公民会（各地域）ごとに週1回、住民主体で取り組むおもりを使った介護予防体操です。仲間と楽しく集い継続することで、筋力の維持向上・脳の活性化を促進し、認知症・うつ・閉じこもりを予防、改善します。

※ころばん体操とあわせて、読み書き・計算・茶話会・物づくりなどを実施している地域もあります。

- 対象 町内在住のおおむね65歳以上の方
- 利用料 無料（教材費等の実費負担が生じることがあります）
- 送迎 団体ごとに異なります。
- 問い合わせ先

さつま町役場 保健福祉課健康増進係 TEL：53-1111（内線2138）

③訪問型サービスC事業

要介護状態となることを予防するため、保健師等が家庭訪問指導を行い、個々人の日常生活を尊重しながら、認知症の予防・改善、うつ・閉じこもりを予防する事業です。

要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の方で基本チェックリストの結果、訪問による介護予防事業への参加が望ましいと認められる方に対して行います。

- 利用料 無料
- 問い合わせ先

さつま町役場 保健福祉課健康増進係 TEL：53-1111（内線2138）

④高齢者元気度アップ・ポイント事業

高齢者が行う健康づくりや社会参加活動等に対し、ポイントを付与する事により、高齢者の介護予防への取り組み促進を図る事業です。要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の方が対象です。

- 内容 町が実施する健康教室・介護予防教室・各種健康講座など。地域やグループで定期的に行っている活動（高齢者サロン・グラウンドゴルフ・趣味活動など）。
- 特典 活動1時間＝1シール＝1ポイント（1日1ポイントまで、年間50ポイントが上限）
交付金最大5,000円/年 1ポイント100円

- 問い合わせ先
さつま町役場 高齢者支援課高齢者支援係 TEL：53-1111（内線2171）

⑤健診結果報告会

- 対象者 集団健診受診者
- 開催場所・期日・時間については下記までお問い合わせください。
- 問い合わせ先

さつま町役場 保健福祉課保険係 TEL：53-1111（内線2135）

⑥健康相談

健診結果のこと、生活習慣改善のこと、こころの相談などお気軽にご相談ください。

□日程 随時対応

□問い合わせ先

さつま町役場 保健福祉課健康増進係 TEL：53-1111（内線2137・2138）

※平成26年度から健康相談の場所が役場（本庁）になりました。前日までにお電話で予約をしてください。

⑦地域見守りネットワーク支援事業

地域ぐるみで協力して隣近所が声かけあい見守っていく仕組みづくりを行います。

□対象 各公民会単位

□問い合わせ先

社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会 TEL：52-1123

⑧民生委員・児童委員

民生・児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受けて、関係機関・団体と連携をとりながら、生活にお困りの方や心身に障がいのある方や児童、お年寄りなどのことで問題を抱えている方々のよき相談相手となり、助言援助を行い住民福祉の増進のため地域で活動しています。

□問い合わせ先

さつま町役場 保健福祉課福祉係 TEL：53-1111（内線2132）

⑨健康づくり推進員

健康づくり推進員は、地域における住民の健康づくりの推進と保健衛生の意識高揚を図るため、各公民会に健康づくり増進員を設置しています。

□問い合わせ先

さつま町役場 保健福祉課健康増進係 TEL：53-1111（内線2138）

⑩地域支え合い推進員（アドバイザー）

地域支え合い推進員（アドバイザー）は、誰もが住み慣れた地域で住み続けられることを目指し、支援が必要な人にご近所のカヤボランティア、社会資源等をマッチングし、地域の福祉力が向上する仕組みをつくるとともに、地域におけるひとり暮らしや寝たきりの高齢者並びに障がい者など援護を必要とする人々に対し、見守りを行う仕組みづくりを推進するため、民生委員等と連携し見守りなどの活動をしています。

□問い合わせ先

さつま町役場 高齢者支援課高齢者支援係 TEL：53-1111（内線2171）

⑪オレンジカフェ

オレンジカフェ（認知症カフェ）とは、「認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場」です。「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、「認知症の人やその家族等に対する支援として、認知症カフェの普及などにより、認知症の人やその家族等に対する支援を推進する」と位置づけています。

無料でどなたでも参加できます。

□オレンジカフェ一覧

カフェ名称	開催日時	TEL	主催者
オレンジカフェ ほうかつ	第1・3月曜 9:30~	52-4690	地域包括支援センター
喫茶 きんぎよの家	第4月曜 9:30~	53-0026	クオラ
オレンジカフェ つるみや	第2・4火曜 9:30~	59-8083	アルテンハイム鶴宮園
オレンジカフェ ほたる	第3月曜 9:30~	53-1008	ほたるの里
オレンジカフェ和〜なごみ〜	第3水曜 9:30~	57-1993	さつま園
メモリーカフェ 茶々	奇数月第3土曜 10:00~	53-1005	宮之城病院

⑫高齢者クラブ

高齢者が自らの老後を健康で豊かなものにするための自主的な組織であり、「健康・友愛・奉仕」の名のもとに、グラウンドゴルフやウォーキング等の健康づくりや園芸・踊り・旅行などの趣味的活動、伝統文化活動を行っています。

□対象者 原則として65歳以上の方

□問い合わせ先

さつま町高齢者クラブ連合会（老人福祉センターいぬまき荘内） TEL：55-9055

⑬介護支援ボランティア

施設や地域において、要介護高齢者等のお手伝いをする（生活を支援する）高齢者のボランティア活動です。レクリエーションなどの活動援助・参加支援、配膳・下膳などの補助、高齢者の話し相手、散歩・移動の補助、行事等の手伝い、施設職員とともに行う軽微・補助的な業務を行います。

□問い合わせ先

さつま町役場 高齢者支援課高齢者支援係 TEL：53-1111（内線2171）

⑭オレンジリーダー

認知症の人やその家族への適切なサポートや地域住民に対する啓発活動および認知症予防事業、ネットワーク活動の実践ができる協力者です。

認知症の方やその家族が安心して地域で生活していけるように助言や相談、地域作りのお手伝いをいたします。

□問い合わせ先

さつま町地域包括支援センター TEL：52-4690

⑮さつま町シルバー人材センター

高齢者の経験・技能・能力を活かした地域社会への貢献と、高齢者自身の健康と生きがいづくりを目的にシルバー人材センターは設立されています。

継続的に働きたい方、短期的臨時的な仕事を依頼されたい方は、シルバー人材センターへお問い合わせください。

□問い合わせ先

さつま町シルバー人材センター TEL：52-3363

⑯支え合いネットワーク事業

高齢の方や障がいのある方（利用会員）などに対して、ボランティア（協力会員）が生活支援や困りごとへの対応をする事業です。

□利用料 30分 300円程度（利用券の購入が必要）

□登録制 利用会員及び協力会員ともに登録が必要です。

□問い合わせ先

社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会 TEL：52-1123

⑰心配ごと相談所

無料でさまざまな心配ごとの相談に応じます。

□場所 宮之城ひまわり館

□日程・時間 毎週木曜日 10:00～12:00

□予約 必要なし

□問い合わせ先

社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会 TEL:52-1123

⑱無料法律相談

毎月1回、弁護士による無料法律相談を行います。

□場所 宮之城ひまわり館

□日程・時間 月1回 13:30～16:30

□予約 完全予約制

□問い合わせ先

社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会 TEL:52-1123

⑲日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）

高齢な方や障がいのある方で自らの判断能力に不安がある場合に、日常生活の金銭管理及び印鑑や証書などの保管、福祉サービスの利用支援を行います。

□対象者 認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者

□利用料 1回 1,200円（生活保護世帯は無料）

□その他 利用開始にあたり、実態把握調査及び契約等を行います。

□問い合わせ先

社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会 TEL：52-1123

⑳生活福祉資金貸付事業

生活困窮者に対して生活・福祉・教育等の資金を貸し付けることで世帯の更生を支援します。

- 対象 低所得世帯・高齢世帯・障がい世帯
- 申請窓口 市町村社会福祉協議会
- 貸付機関 都道府県社会福祉協議会
- 問い合わせ先
社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会 TEL：52-1123

㉑法外援護資金貸付事業

生活困窮者に対して生活・福祉・教育等の資金を貸し付けることで世帯の更生を支援します。

- 対象 さつま町内の低所得世帯・高齢世帯・障がい世帯
- 申請窓口 さつま町社会福祉協議会
- 貸付機関 さつま町社会福祉協議会
- 貸付金額 上限5万円以内
- 利子 無利子
- 連帯保証人 あり
- 償還期限 1年
- 問い合わせ先
社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会 TEL：52-1123

㉒食の自立支援事業

調理や食材の入手が困難な高齢者等の支援を行い、また同時に安否確認・声かけ等を行い、在宅生活を支援する目的で実施しています。

- 対象者 おおむね65歳以上の高齢者等で自宅での調理等が困難な方
- 食材料費 1食あたり500円、1日最高2食の配食
- ※サービスの利用については、サービス利用対象者に直接聞き取り調査を行い、判定会により決定いたします。希望される方は最寄りの「在宅介護支援センター」にご相談ください。
- 問い合わせ先（在宅介護支援センター） ㉓の在宅介護支援センターを参照

㉓高齢者福祉電話貸与事業

一人暮らしの高齢者等で生活保護法による被保護者世帯又は町民税非課税世帯を対象に電話機の貸与を行っています。

- 対象者 電話のない一人暮らし高齢者等
- 無料（ただし、基本料及び通話料は本人負担）
- ※サービスの利用については、サービス利用対象者に直接聞き取り調査を行い、判定会により決定いたします。希望される方は最寄りの「在宅介護支援センター」にご相談ください。
- 問い合わせ先（在宅介護支援センター） ㉓の在宅介護支援センターを参照

㉔緊急通報体制整備事業

一人暮らしの高齢者等の急病や事故等の緊急時に通報を行い、迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の設置を行っています。

- 対象者 おおむね65歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみの世帯並びに寝たきり若しくはこれに準ずる状態にある者
- ※設置及び撤去に係る工事費は無料ですが、賃借料、通信料、消耗品、修繕料等は個人負担となります。
- ※サービスの利用については、サービス利用対象者に直接聞き取り調査を行い、判定会により決定いたします。希望される方は最寄りの「在宅介護支援センター」にご相談ください。
- 問い合わせ先（在宅介護支援センター） ㉓の在宅介護支援センターを参照

㊸認知症サポート医

認知症サポート医とは、認知症患者の診療に習熟しており、かかりつけ医への助言その他の支援を行うことができ、専門医療機関や市町村など地域との連携の推進役となる専門医です。

□医療機関・医師一覧

医療機関名称（医師名）	TEL
認知症疾患医療センター 宮之城病院（新門 弘人） （野添 聖一） （富加見 章） （平田 裕）	53-0180

※各医師の診察日については、宮之城病院へお問い合わせ下さい。

㊹もの忘れの相談ができる医師

もの忘れの相談できる医師とは、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得するための研修を修了した、様々な診療科の医師（かかりつけ医）です。

□医療機関・医師一覧

医療機関名称（医師名）	TEL
さつまクリニック（草野 潤）	57-0020
てらだ内科クリニック（寺田 芳一）	21-3232
小緑内科（小緑 和雄）	52-1676
薩摩郡医師会病院（神野 公宏）	53-0326
木原医院（木原 晃一）	52-2700
海江田医院（海江田 康光）	52-0006
林田内科（林田 功）	53-1177

㊺訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、役場にお尋ねください。

□問い合わせ先

さつま町役場 高齢者支援課介護保険係 TEL：53-1111（内線2174）

□事業所一覧

名称	TEL
訪問看護・リハクオラ u	52-1113

㊻介護者の語らう会

認知症の人を介護している家族が集い、共感し助言しあえる仲間づくりの場とし、介護負担や介護ストレスの軽減を図ることを目的に年に5～6回、開催しています。

□問い合わせ先 さつま町地域包括支援センター（※地域包括支援センターの説明は㊼）

㊼キャラバン・メイト

認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトが町内に41名在籍しております。認知症サポーター養成講座開催依頼や認知症についての相談などに応じます。

□問い合わせ先 さつま町地域包括支援センター（※地域包括支援センターの説明は㊼）

③⑩地域包括支援センター・在宅介護支援センター

地域における介護相談の最初の窓口となるのが「地域包括支援センター」及び「在宅介護支援センター」です。高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活できるように、必要な介護サービスや保健福祉サービス、その他、日常生活支援などの相談に応じます。

□問い合わせ先

名称	住所	TEL
さつま町地域包括支援センター	さつま町宮之城屋地 2030 番地 (宮之城郵便局となり)	52-4690

さつま町在宅介護支援センター（地域包括支援センターの4つの総合相談窓口）

名称	対象地域	TEL
さつま町在宅介護支援センター クオラ	宮之城屋地・船木・山崎・久富木・二渡	53-3740
アルテンハイム鶴宮園 在宅介護支援センター	虎居・平川・白男川・泊野・紫尾・柊野	59-8083
さつま町在宅介護支援センター ほたるの里	鶴田・神子・柏原・湯田・時吉・佐志西部【さくら・上寺下・豆漬・布田・あながわ・田原】	53-1008
さつま園 在宅介護支援センター	求名・中津川・永野・佐志東部【木渋・仮屋原・前目・ほたる・広瀬・池之野】	57-1993

③⑪サービス付き高齢者住宅

サービス付き高齢者住宅とは、「高齢者住まい法」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。入居に際しての条件などは直接お問い合わせください。

□事業所一覧

名称	TEL
クオラガーデンさつま	52-1192

③⑫有料老人ホーム

有料老人ホームとは、民間事業者などによって運営される介護施設で、高齢者が暮らしやすいように配慮した「住居」となっています。有料老人ホームでのサービス内容や入居に際しての条件などは有料老人ホームによって異なりますので直接お問い合わせください。

□事業所一覧

名称	TEL
有料老人ホーム りん	52-2821

③⑬特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

□問い合わせ先 特定入居者生活介護 ほのぼの苑 TEL：55-9850

③④通所介護

デイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事の提供や日常生活上の世話や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、役場にお尋ねください。

□問い合わせ先

さつま町役場 高齢者支援課介護保険係 TEL：53-1111（内線2174）

□事業所一覧

名称	TEL
デイサービスセンター クオラiマモリエ	52-1193
デイサービスセンター 日和	52-2821
アルテンハイム鶴宮園 デイサービスセンター	59-8004
さつま園 デイサービスセンター	57-1991
JA 北さつまデイサービス	53-1131

③⑤訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴や排泄、食事、買い物などの身体介護や生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、役場にお尋ねください。

□問い合わせ先

さつま町役場 高齢者支援課介護保険係 TEL：53-1111（内線2174）

□事業所一覧

名称	TEL
JA 北さつま訪問介護	53-3914
さつま町訪問介護事業所	21-3603
訪問介護クオラU	52-1211
アルテンハイム鶴宮園ヘルプサービスステーション	59-8004
さつま園ヘルプステーション	57-1992
ほのぼの苑訪問介護事業所	55-9850

③⑥小規模多機能型居宅介護

住み慣れた地域で「通い」を中心に、利用者の容態や希望に応じて、随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、サービスが提供されます。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、役場にお尋ねください。

□問い合わせ先

さつま町役場 高齢者支援課介護保険係 TEL：53-1111（内線2174）

□事業所一覧

名称	TEL
寄り合い処 のどか	57-1513
小規模多機能ホーム よかよかん	53-3099
JA 北さつま 小規模多機能ホーム	24-8691

③⑦通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、役場にお尋ねください。

□問い合わせ先

さつま町役場 高齢者支援課介護保険係 TEL：53-1111（内線2174）

□事業所一覧

名称	TEL
海江田医院	53-0006
パラディーノ ほたるの里	53-1010
クオリエ	52-1919
稲津病院	52-3355

③⑧成年後見制度

成年後見制度とは認知症のお年寄りや知的または精神に障がいのある方などで判断能力が不十分な方に対して、財産管理や身上監護（介護施設への入所・退所）についての契約や悪質商法などの被害に遭う、不適切なサービスを受ける、など本人に不利益が生じないように保護し支援する制度です。

□問い合わせ先

さつま町役場 高齢者支援課高齢者支援係 TEL：53-1111（内線2171）

③⑨短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、入浴、排せつ、食事などの介護その他日常生活の世話や機能回復訓練などが受けられます。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、役場にお尋ねください。

□問い合わせ先

さつま町役場 高齢者支援課介護保険係 TEL：53-1111（内線2174）

□事業所一覧

名称	TEL
特別養護老人ホーム マモリエ	53-0026
特別養護老人ホーム アルテンハイム鶴宮園	59-8004
特別養護老人ホーム さつま園	57-0695

④⑩認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者が、少人数で共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事、入浴などの介護や支援、機能回復訓練を受けられます。要支援1の方は利用できません。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、役場にお尋ねください。

□問い合わせ先

さつま町役場 高齢者支援課介護保険係 TEL：53-1111（内線2174）

□事業所一覧

名称	TEL
グループホーム アリエ	52-1262
みのり園	52-0122
グループホーム のどか	57-1513
グループホーム あかつき	59-8805
グループホーム つる	55-9988
アルテンハイム鶴宮園グループホームうらら	59-8088
グループホーム よかよかん	53-3099
JA 北さつま グループホーム	24-8690

④⑪家族介護用品支給事業

町内に在宅で居住し、要介護4・5の高齢者を介護している町民税非課税世帯の家族等に対して、介護用品（介護用品購入券）の支給を行い、経済的な負担の軽減に努めます。詳しくは担当のケアマネジャーか、役場にお問い合わせください。

□対象者 65歳以上の要介護4・5の高齢者を在宅で介護している方

□対象品目 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤ドライシャンプー、その他介護を行うために日常的に必要な消耗品

□問い合わせ先

さつま町役場 高齢者支援課高齢者支援係 TEL：53-1111（内線2171）

④⑫介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、役場にお尋ねください。

□問い合わせ先

さつま町役場 高齢者支援課介護保険係 TEL：53-1111（内線2174）

□事業所一覧

名称	TEL
特別養護老人ホーム マモリエ	53-0026
特別養護老人ホーム アルテンハイム鶴宮園	59-8004
特別養護老人ホーム さつま園	57-0695

④③介護老人保健施設

介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、医師による医学的管理の下、看護・介護や、リハビリテーションを中心とする医療ケアなどが受けられます。また栄養管理・食事・入浴などの日常サービスまで併せて受けられます。介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネジャーか、役場にお尋ねください。

□問い合わせ先

さつま町役場 高齢者支援課介護保険係 TEL：53-1111（内線2174）

□事業所一覧

名称	TEL
介護老人保健施設 クオリエ	52-1100
介護老人保健施設 パラディーノ ほたるの里	53-1010

④④さつまくらし・しごとサポートセンター

さまざまな課題を抱える住民の相談に早期かつ包括的に応じることができる総合相談窓口です。悩みごとを各種関係機関と連携しながら一緒に考え、必要に応じた支援を行います。生活に困っている、仕事が見つからない、借金がある、家族のことで悩んでいるなど、お困りことがあるときは、ひとりで悩まずにお電話ください。

□問い合わせ先

社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会 TEL：52-1123

④⑤ミニデイサービス（通所型サービスB）

住民ボランティア（有償・無償）が公民館等の施設を活用し、健康体操、レクリエーション、食事会等の多様なメニューによる通いの場を開催し、地域とのつながりが維持できるようにします。総合事業のサービスになりますので、地域包括支援センターまたは役場高齢者支援課にお尋ねください。

□問い合わせ先

さつま町役場 高齢者支援課高齢者支援係 TEL：53-1111（内線2171）

5. その他、認知症に関する相談・連絡先

相談内容	機関名	TEL
行方不明・搜索等	さつま警察署	53-0110
	さつま町消防本部	52-0119
若年性認知症について	認知症疾患医療センター	53-1005
	さつま町地域包括支援センター	52-4690
	認知症の人と家族の会	099-257-3887
	若年性認知症県コールセンター （受託）認知症の人と家族の会	099-251-4010

○運転免許証の自主返納について

◎身体機能の低下により、運転をやめて返納する場合、身分証明書として使用できる「運転経歴証明書（有料）」の交付を受けることができます。この経歴証明書をお持ちの方は、さつま町乗り合いタクシー、さつま町コミュニティバスの無料回数券（10枚）が交付されます（一回のみ交付）。

□問い合わせ先

さつま警察署交通課 TEL：53-0110



第1回 認知症フォーラム in さつま町
 絵画コンクール 最優秀賞

「さつま園のおばあちゃんとおじいちゃん的笑顔」
 求名小学校 坂元 宥哉さん

〒895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 2030 番地
 さつま町地域包括支援センター
 TEL : 0996-52-4690 FAX : 0996-52-4691

